

2018.5.2

在留邦人子女に対するいじめ相談窓口について

公益財団法人海外子女教育振興財団では、従来より海外子女教育専門の教育相談員による教育相談を実施していましたが、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に鑑み、同教育相談の枠組みの中でいじめ相談についても対応することとなりました。

相談窓口は以下のとおりです。

【いじめ相談窓口】

公益財団法人海外子女教育振興財団 事業部教育相談事業チーム

電話：+81-3-4330-1352（受付時間：月～金曜日、10時～16時（日本時間））

メールアドレス：sodanjigyo@joes.or.jp（受付時間：随時）

【参考】

公益財団法人 海外子女教育振興財団とは

海外に勤務する法人の子女および海外勤務を修了し本邦に帰国した法人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もって我が国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする（昭和46年設立）

<http://www.jpes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf>